補助要綱の改正点

１　国における認定レベルの追加に伴う補助金の額の設定について（第６条関係）

　　国が新たに認定レベル準１を追加したことを受け、札幌市においても補助対象とし、補助金の額を車両１台当たり20万円を限度額とします。

　　なお、認定レベル１、２については引き続き１台当たり30万円を限度額とします。

２　乗務員の資格等について（第９条第１項第１号関係）

　　ＵＤタクシーに配置する乗務員について、交付申請時にユニバーサルドライバー研修修了者等であることを条件としていますが、国において交付申請時にＵＤ研修の受講者数が足りない場合の新たな取扱いを開始したことを踏まえて、実績報告書提出時に当該研修修了者等であることと読み替えて運用します。